

挑戦者を
照らす光。

産業イノベーション 制度が利用しやすくなりました。

平成26年度からさらに利用しやすく改正された、沖縄の事業者を元気にするための制度です！
沖縄振興特別措置法に基づく制度で、設備投資にかかる税の優遇制度や融資制度があります。

Information

対象地域 沖縄県全域

対象事業

製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業、機械設計業、経営コンサル
タント業、エンジニアリング業、自然科学研究所、非破壊検査業、機械修理業、特定の電気
業、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業

実施計画
認定申請書

認定申請書は、沖縄県の下記ホームページよりダウンロードできます。
<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/kigyoritchi/news/inobe.html>

お問い合わせ先

(公財)沖縄県産業振興公社 経営支援部 経営支援課 [産業イノベーション制度担当]

URL <http://okinawa-ric.jp/useful/b004/9290.php>

TEL 098-859-6237 E-mail saninnov@okinawa-ric.or.jp

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1
沖縄産業支援センター 4階

営業時間／8:30～17:15（土日、祝日除く）
※訪問ご希望の場合は、事前にご連絡ください。

税制優遇措置の具体的内容

※下線は、平成26年度税制改正により追加されたもの

	税の種類	根 拠	対象設備等	内 容
投資税額控除	法人税 【国税】	沖振法第36条 租特法第42条の9 租特法施行令 第27条の9	対象地域内において、産業高度化等に必要な ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計が1,000万円を超えるもの ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの	機械・装置、器具・備品の取得価額の15%、工場用等の建物及びその附属設備の取得価額の8%を法人税額から控除 ※取得価額の限度額： 各事業年度当たり合計20億円 ※税額控除の限度額： 各事業年度の法人税額の20% ※繰越可能年数：4年
特別償却	法人税・所得税 【国税】	沖振法第36条 租特法第12条、 第45条	同上	機械・装置、器具・備品の取得価額の34%、建物及びその附属設備の取得価額の20%を特別償却 ※取得価額の限度額： 各事業年度当たり合計20億円

	税の種類	根 拠	対象設備等	内 容
課税の減免	事業税 【県税】	沖振法第37条 地税法第6条	対象地域内において、産業高度化等に必要な ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計が1,000万円を超えるもの	新・増設から5力年間、新・増設に係る事業税の課税免除
	不動産取得税 【県税】		②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が500万円を超えるもの	①左記設備に該当する家屋の取得 ②上記①の家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税の課税免除
	固定資産税 【市町村税(※県税)】	沖振法第37条 地税法第6条	対象地域内において、産業高度化等に必要な ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計が1,000万円を超えるもの ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、5年間、課税免除 ※原則として市町村税。ただし、大規模償却資産の取得価額のうち、一定の限度額を超える額については県税。
	事業所税 【市町村税】	地税法附則第33条	那覇市において、産業高度化等に必要な新設された施設であって ①当該施設に設置される機械・装置の取得価額の合計額が1,000万円以上であるもの ②当該施設に係る建物・附属設備の取得価額の合計額が1億円以上であるもの	左記施設において行う事業に対し課する事業所税のうち、資産割について、その課税標準となるべき事業所床面積の算定の際に、5年間、当該事業所の床面積を2分の1であるものとして計算する。

出所：改正沖縄振興特別措置法に関する特区制度説明会(平成26年5月14日実施)配布資料をもとに作成

- ⑨ 税の優遇制度や融資制度を利用しようとする事業者は、産業高度化・事業革新措置の内容、設備投資の内容や実施期間、必要な資金の額及びその調達方法を記入した「産業高度化・事業革新措置実施計画」を沖縄県知事へ提出の上、認定を得ることが必要となる。
- ⑩ 土地については、取得の日から1年以内に家屋の建設の着手をした場合に限る。
- ⑪ 家屋、土地等については、直接業務に供しない部分は課税免除の対象外。
- ⑫ 地方税の減免については、地方税法等の規定に基づき、沖縄県及び各市町村が定めるものに限る。